

平成25年4月26日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 田 中 邦 明
(東証第一部 コード番号：4312)
問い合わせ先 執行役員 高 橋 俊 之
電 話 番 号 03-5297-3066 (広報室)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年4月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月21日に開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までであります。親会社である富士ソフト株式会社が決算期の変更を予定していることに伴い、当社は決算期の統一を行い、経営計画の策定や業績管理など事業運営の効率化を推進するため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日に変更いたします。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 第12条 ～ (記載省略) 第39条 第7章 計算 (事業年度) 第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 第41条 (記載省略)	第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 第12条 ～ (現行どおり) 第39条 第7章 計算 (事業年度) 第40条 当社の事業年度は、 <u>毎年1月1日から12月31日</u> までの1年とする。 第41条 (現行どおり)



現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(第29期事業年度)</p> <p>第1条 第40条の規定にかかわらず、第29期事業年度は、<u>平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p>(第29期事業年度の中間配当)</p> <p>第2条 第42条の規定にかかわらず、第29期事業年度は、<u>取締役会の決議によって、平成25年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(附則の有効期限)</p> <p>第3条 本附則は、<u>平成25年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年6月21日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成25年6月21日（金曜日）

以上